

単科大学における教員免許更新講習の意義と課題

—養護・看護系 A 大学の免許更新講習を事例として—

村上 純一

Significance and issues of college's class for renewing teachers' license

Junichi MURAKAMI

June 2007, Education Personnel Certification Act had revised, and it becomes necessary for teachers in Japan to renew their license every ten years. In order to renew teachers' license, 'a class for renewing Teachers' license' have been established since 2009, and the class is to continue for some years. Generally speaking, the evaluation of a class for renewing teachers' license is not good. However, taking into consideration that the class is expected to continue for at least a few years, it seems necessary to consider the significance of the class.

This paper considers the significance of 'a class for renewing teachers' license' and concerning issues, by focusing on a case of 'A College'—majoring in nursing. In the year 2009 and 2010, 'A College' established a class for renewing teachers' license, and its reputation was very good. Through a case of 'A College', this paper tries to inspire the significance of a class for renewing teachers' license.

目次

I はじめに

1. 問題関心
2. 事例の概要と本稿の構成

II A 大学の沿革

III A 大学の更新講習カリキュラムとその特色

1. 必修領域
2. 選択領域
3. カリキュラム上の特色のまとめ

IV A 大学にとっての更新講習の意義と課題

1. A 大学の「更新講習への期待」
2. 更新講習を実施する中で「課題」
3. 更新講習を実施する中で見出された「意義」

V まとめと課題

1. 本稿の知見
2. 今後の課題

I はじめに

1. 問題関心

2007年6月、教育職員免許法が改正され、教育職員免許状に10年間の有効期限が付されることとなった^①。この改正法は2009年4月1日に施行され、我が国の教育職員免許状は「更新制」が取られることになったのである。

そして、この「期限付き」となった教育職員免許状の更新を行うための制度として、2009年度より実施されているのがいわゆる「教育職員免許状更新講習」(以下「更新講習」と略記する)である^②。免許状の有効期限が近づいた教員は計30時間の更新講習を受講し、その修了認定を得ることで更新が可能となる。我が国で教壇に立とうとするおおよそ全ての教職員^③にとって、10年ごとの「避けて通れぬ道」として、30時間の更

新講習が設けられることになったのである。

この更新講習に対しては、それが実際に開始される以前から、「質の維持が難しい教職の世界に、さらなるダメージを与えてしまうのではないか」(荻谷 2008 : 92 頁)、「その根拠がなく、必要性のない改革といってよい」(佐藤 2007 : 76 頁)等、少なからず疑念や批判の目が向けられてきた。そして実際に講習が開始されて以降も、たとえば「講習に参加した人々の話を聞くと、評判がよくない。100 点満点で 50 点ならまだしも、ほとんどの人は 0 点に近い点数を付けている」(向山 2009 : 96 頁)など、批判的な見方が多くなされている。教育職員免許状の更新制と、それに伴う更新講習の設置を「戦後教育史のなかでも最も導入の意義が見出せない政策のひとつ」(佐久間 2009 : 22 頁)とするような論は、制度導入の前後を問わず多くの論者に見られるものといえる。

一方、更新講習をめぐる政策動向に目を向けてみると、2009 年 8 月の衆議院総選挙によって政権与党の座に就いた民主党は、選挙前の政権公約(マニフェスト)において免許更新制の廃止も含めた教員免許制度の抜本的見直しを掲げており、政権交代直後は「更新制の近年中の廃止が予定される」(佐藤 2010 : 61 頁)という見方もなされたほどである。しかし、その後の政局の動向は免許更新制の先行きをも一気に不透明なものとし、少なくとも現時点においては、上述の政権公約で掲げられた「教員免許制度の抜本的見直し」が数年のうちに行われる可能性は低くなっている。現状では、免許更新制もこの先しばらくは大きな変化もなく継続される可能性が高くなっており、更新講習も実施の継続が予想される状況にあるといえよう。そして、この 2012 年度で 4 年目(先行実施を含めれば 5 年目)を迎えた更新講習は、その開始前や開始直後の 1、2 年に比べれば注目される度合いも低くなってきており、今日では徐々に「ルーティン」の色合いが加わりつつあると言っても過言ではない。しかしながら、「ルーティン」のひとつで片付けてしまうには、それを受講する教職員にとっても、また大学をはじめとする実施機関にとっても、更新講習に伴う負担が小さいものではないのもまた事実であるといえる。事実上すべての教職員が対象となる大規模な取り組みである以上、その意義や課題については常に気を配り続ける必要があるといえよう。

こうした問題関心にに基づき、本稿ではある看護・養護系の単科大学である A 大学の更新講習を事例として取り上げ、その実施者の「生の声」も参照しながら、更新講習のカリキュラム上の工夫や講習それ自体の意義そして課題について、考察を行なっていくことにしたい。詳細は後述するが、A 大学では 2009 年度・2010 年度の 2 年間、とりわけ養護の分野に特化した内容の更新講習を実施し、多くの受講生から好評を得た。その更新講習は他の実施機関にとっても、また更新講習を制度的な側面から考える上でも大いに示唆的であると考えられるものである。

既述の通り、更新講習に対してはその導入の前後を問わず、方々から様々な批判が展開されてきているところである。しかしその一方で、更新講習が「その時々で求められる教員として必要な資質・能力を担保する制度」となる可能性を期待する論もまた見られるところである(八尾坂 2009 : 2 頁)。そして、更新講習が少なくともこの先数年は継続して実施されることが予想され、毎年数万の単位でそれに関わる教職員が存在することが予想される以上、単にそれを批判するだけではなく、更新講習のもつ意義そしてそれを高めるための工夫は、常に考えていく必要があるといえよう。

「施策がいったん動き出せば、それを途中で止めるのは現実的に難しい」がゆえ、更新講習については「あくまで現実的な対応を考える視点から」その意義を捉える必要があるとする論もある(今津 2009 : 9 頁)。そして更新講習を受講する教員に対しては、「10 年に一度の機会を前向きにとらえる方が自分自身の利益になる」(藤井 2009 : 37 頁)ということも指摘されているが、更新講習を前向きに捉える方が利益になるということは、受講する教員のみならずそれを実施する側にとっても同様であるといえよう。更新講習を「現実的な視点」で考え、その意義を前向きに捉えるための示唆を、本稿での考察を通じて行うことにしたい。

2. 事例の概要と本稿の構成

本稿では事例として、A 大学で行われた更新講習を取り上げることにしたい。A 大学は東京 23 区内に所在する養護・看護系の単科大学であり、2009・2010 年度の 2 年間、更新講習が実施された。その具体的なカリキュラムとしてはとりわけ養護の分野に特化したものが生まれ、大学として受講者の職種を限定しはし

単科大学における教員免許更新講習の意義と課題

なかったものの、受講者は2年とも養護教諭を中心として、2009年度は約100名、2010年度は約70名^④が集まり、その大多数から好評を得たという。本稿では2年間にわたる更新講習のカリキュラムおよび各時の教材と、A大学における更新講習の責任者であった同大学α教授に対する筆者のインタビュー^⑤をもとに、A大学の更新講習カリキュラムに見られる特色と、2年間の講習を実施する中から見出された意義や課題について考察していくことにする。

本稿では次節以降、まずA大学の沿革について簡単に触れたのち、同大学で実施された更新講習のカリキュラム上の特色とそこに込められた実施者側の意図、そして更新講習を実施する中で大学側が感じたとする意義や課題を述べていくことにしたい。

II A大学の沿革

A大学で行われた更新講習の内容に関する考察に入る前に、まずは同大学の沿革について簡単に整理しておくことにしたい。

先述の通り、A大学は養護・看護系の単科大学であるが、もともとはローマ・カトリック系の修道会によって設立された、キリスト教系の短期大学であった。設立は1950年4月のことであり、その後半世紀以上、看護教育の「名門」として歴史を積み重ねていくことになる。4年制大学となったのは2004年4月のことであるが、短期大学当時から養護教諭の養成課程として認定を受けており、短期大学としては我が国で最初に課程認定が行われた際に認定を受けた機関であるため、教員養成機関としては長い歴史を有していることになる。

上述の通り2004年度から4年制大学となったほか、2008年度には大学院も設置された。キャンパスは東京23区内に所在し、閑静な住宅街の中に立地している。短期大学当時から養護教諭の養成機関として教員養成課程の認定を受けていたA大学では、2009・2010年度の2年間、どちらも8月に更新講習が実施されていた^⑥。

III A大学の更新講習カリキュラムとその特色

A大学で実施された更新講習について、まずはその

カリキュラム上の特色を必修領域と選択領域とに分けて見ていくことにしたい。更新講習30時間のうち、必修領域には12時間、選択領域には18時間が割り当てられているが、その各々について、A大学における更新講習で特に注目すべきと思われる点を以下述べていくことにしたい。

1. 必修領域

必修領域12時間は、「教職についての省察」2時間、「子ども・青年の変化についての理解」4時間、「教育政策の動向」3時間、「学校の内外における連携協力についての理解」3時間という構成が取られている。このうち、A大学の更新講習において特筆すべきこととして、「学校の内外における連携協力についての理解」の中で「子どもの救急・救命をめぐる事態にどう対応するか」という時間が設けられている点を挙げるができる。

この「子どもの救急・救命をめぐる事態にどう対応するか」という時間で扱われている内容は、子どもの突然死やそれを防ぐための応急救護、熱中症の問題等である。医学的な見地からの講義が行われ、その内容は学校現場での救急・救命にとどまらない、日常の様々な場面にも応用できるものとなっている。

この時間を必修領域の中に位置づけたことについて、A大学での更新講習の開設・運営を主導したα教授はその意図を次のように説明している。

「現場の養護教諭の先生たちから『内容に医療機関との連携のことを入れて欲しい』という声があって、現場が求めていることでもあるんだけど、『全ての先生に知ってもらわないと困る』という、そういうところもあった。『こういう場合にはどうするか』をグループで話し合う、演習的なこともやって。」

必修領域は「全ての教員に共通する事項を扱うもの」とされているのが、「子どもの熱中症や応急救護の問題は養護教諭だけが関わるものではない」というA大学の姿勢を、この必修領域のカリキュラム編成からは確かに読み取ることができる。事実、養護教諭ではない受講者からも「運動部の顧問をしているが、非常に有意義な講義であった」とこの時間を振り返る声が上が

って⁶⁾おり、そうした声が聞かれたことは、この時間が必修領域の中に設定されていることの意義を一層際立たせているといえる。一般教員と養護教諭との関係については、たとえば「担任教師たちは、クラスの子どもの様子について相談したり、自らの心身の不調の折に保健室を訪ねたり」し、「養護教諭は、保健室を訪れるこうした子どもや教師、保護者とかかわりながら、そのクラスの様子や同僚の様子、家庭の様子をかいまみる」(神谷 2010 : 11 頁) というように、両者の棲み分けを論じているものもある。しかし、一見すると養護教諭の担う部分と思われる中にも本当は全ての教員が知っておかなければならない部分があるというA大学としてのメッセージを、このA大学における必修領域の科目編成は確かに伝えているといえよう。

2. 選択領域

一方、A大学の更新講習における選択領域 18 時間は、「学校における救急看護」、「学校における健康相談」、「学校における保健指導」の3分野がそれぞれ6時間ごとという構成になっている。養護・看護系の大学であるA大学の特色が必修領域以上に前面に出された内容といえる。

この選択領域 18 時間に関して、特筆すべきは受講者参加型の時間の多さである。「救急看護」では2時間、「健康相談」では受講者が勤務する中で実際に経験した事例を持ち寄っての演習形式の検討会が2時間設けられており、「保健指導」では教育学・宗教学・倫理学・医学それぞれの分野からA大学の教員が登壇してのパネルディスカッションが3時間と、学年や時間など特定の場面を想定しての具体的な指導から『保健だより』の講評までを含めた保健指導の実際に関わっての演習が3時間という構成になっており、選択領域全18時間中の実に10時間が一斉の講義形式とは異なる「受講者参加型」の時間となっていたことになる。

このように受講者参加型の時間を多数設定したことについて、 α 教授はそのねらいを次のように説明している。

「時間を保障して、他の人たちと喧々諤々する場を与えてもいいかもしれないと思って。年代が10歳ずつ違う人と話ができるというのは、殻を破って『学生』になれる部分もあるから。『ただ座つ

ていれば…』という人には、ちょっとやりづらかったでしょうけど。」

更新講習の実施にあたっては、「現場教員に対して大学側が『実践について教えてやる』などという『上から目線』であるかのように見えたら、現場と大学の間に修復しがたい亀裂を作ることになる」という意見が寄せられたという実態もある(藤本 2011 : 141 頁)。講習を受講する教員が常に「座学の受講者」という立場に置かれるのではなく、日常における自らの経験を主体的に語れる場を設定することで、(α 教授の言葉を借りれば)受講者は「殻を破る」ことが可能になるのである。そして、そのような場を設定することをA大学が重視していたことを、選択領域のカリキュラム編成からは窺うことができる。

事実、A大学ではこうした演習の時間を重ねるために受講者同士の主体的な学びが見られる場面が増え、中には講習開始の数時間前に自主的に集まって予習のための勉強会を行うグループも現れ始めたほどである。更新講習において受講者が主体的に学ぶ場を設定することがもつ意味の大きさを、こうした場面からは確かに見て取ることができるといえよう。

3. カリキュラム上の特色のまとめ

以上、必修領域と選択領域それぞれについて、A大学の更新講習におけるカリキュラム上の特色を挙げてきた。

更新講習においては、「大学独自の特色を活かした講座が多く開かれて」おり、「特に首都圏に所在する大学では他大学との差別化を強く図っている」といわれる(入澤 2011 : 92 頁)が、A大学もその例に漏れず、養護教諭の養成機関であることを活かしたカリキュラムが編成されていることが確認されたといえる。そして、そのA大学が必修領域でどのような科目編成をしているかということからは、A大学が教員に対して広く普遍的に求める知識や技能といったものがいったい何であるかということ鮮明に読み取ることができたといえよう。

また、特に選択領域において受講者参加型の時間が多く設定されているのもA大学の更新講習の特色といえる点である。そうした時間を多数設定することで受講者が得られるものの多さ・大きさもこのA大学の事

単科大学における教員免許更新講習の意義と課題

例からは窺うことができ、自校の専門領域を活かしつつ受講者が主体的に学ぶ場を多数設けることの重要性を、A大学の事例は確かに示しているといえる。

IV A大学にとっての更新講習の意義と課題

以上のような内容で開講されていたA大学の更新講習であるが、ではA大学は更新講習に何を求め、実施する中でどのような意義や課題を見出したのか。α教授へのインタビューから得られた内容を中心に、次にこの点について考察することにした。

1. A大学の「更新講習への期待」

養護教諭の養成課程を有していたA大学では、本実施の1年度目となる2009年度より更新講習を開講した。A大学が更新講習を開講した背景には、「教員養成の課程認定を受けているから」という義務感にとどまらない、大学として期待するものがあつたとα教授は述べている。そのことを述べたインタビューの内容は次のとおりである。

「気持ちとしては、『A大学の宣伝になる』と思ったの。高校の先生も来るから、ここの良さを実感してもらって、応募者が増えてくれるといいな、って。いつもは私たちが学生の母校とかに行って『A大学はこういうところです、生徒さんを送ってください』なんて言っているけれども、更新講習は現場の先生が来てくれるんだもの。良いものを全部押し出して、A大学のPRをしたい、と。それがありました。」

教員を目指す学生に向けた通常の大学の授業と、既に現場で教職のキャリアを積んでいる教員の免許更新のための講習という違いはあれど、更新講習は小中高の教員が大学の授業を直に体験できるまたとない機会といえる。大学にとって、更新講習は自校が行っている教育活動の実態を初等中等教育の教員にPRするこれ以上ない機会ともいえるのである。「大学にとって更新講習は、自分たちの実際の中身（の一端）を知ってもらふ絶好の機会」であり、「とりわけ、名前の知られていない小さな大学にとって、更新講習はPRの場として大きな意味をもつ」とされる（関口2011：17頁）

が、A大学が更新講習に対して抱いた期待からも、自校をPRする機会であるという更新講習がもつ意義を改めて確認することができる。

A大学の更新講習では2年目となる2010年度、前年度にA大学の更新講習を受講した同僚から薦められて参加した受講者もいたとのことである。これはA大学の更新講習における「潜在的なリピーター」ともいえるものであり、受験の志願者増にとどまらない大学のPRが更新講習を通じてなされたことのひとつの証左であるといえる。大学が「全入時代」に入り、「生き残り競争」に晒されつつあるといわれる今日、更新講習というPRの機会が設けられていることの意味は、それを実施する大学側にとっても決して小さくないものであるといえよう。

2. 更新講習を実施する中での「課題」

こうして、小中高の現場に身を置く教員に自校の教育活動をPRする場となっていたA大学の更新講習であるが、受講者との良好な関係を築くにあたって、制度上大きな障壁となるものが存在していたとα教授は述べる。それは修了認定にあたって受講者に課することになる「試験」の存在である。

更新講習の修了認定は、実施機関による試験を通じて行われることとなっている。そのためA大学でも修了認定を行うにあたっては試験を実施する必要があり、そこには大学側にとっても少なからず葛藤があつたとα教授は述べている。

「試験というのは嫌よね。あまり良い関係ではなくなっちゃうかな、と。私自身は割り切って『この科目に関してはできていなかった』という限定的な評価をするけど。あくまでも機械的に、『先生の資質』を見ているわけではないから、と。でも難しい。『教員の資質を見る』なんて、できないよね。」

大学側が試験を通じて見るのは、あくまで「その科目が理解できているか否か」であり、受講者の教員の資質すべてを評価するわけではないとα教授は強調する。しかし、そうして「十分な理解には至れていない科目」があると認められた結果、受講した教員にとっては免許更新のための講習修了認定が得られず、教員

として働き続ける資格を失うことにもなりかねない事態が生じるわけである。「試験を実施することによる修了認定」という現在とられている方法は、A大学個別の取り組みを越えて、更新講習そのものが制度上もつ大きな問題点であるといえる。

更新講習の受講者が試験を受けることに負担や困難を感じていることは、三浦(2010)など多くの先行研究でも触れられているところである。しかし、試験を実施するにあたって負担を感じるのは受講者のみに限った話ではなく、大学側もまた様々な負担や困難を感じていることになる。講義や演習といった「試験以外の時間」を通じて築こうと努めてきた受講者との信頼関係が、試験の存在それのみによって大きく揺さぶられることにもなりかねないのである。更新講習の中に「試験」という存在が制度上定められていることの問題を、A大学の事例は改めて示しているといえる。

3. 更新講習を実施する中で見出された「意義」

一方、A大学が2年間更新講習を実施する中で、大学側が見出した「意義」としてはどのようなものがあるのか。次にこの点を見ておくことにしたい。

更新講習から得たものとして、 α 教授が挙げたのは大きく次の2点である。1点目は、IV-1とも関わる内容であるが、更新講習を契機として形作られた「現場との繋がり」である。僅か5日間・30時間という短い時間ではあったものの、受講する教員と大学とが「真剣勝負」(α 教授インタビューより)を交わす機会を持ったことで、その後も継続する繋がりが多数できたという。たとえば、2011年度には、更新講習での縁をきっかけとしてA大学の学生が東日本大震災の被災地にボランティアとして赴く機会がもたれたことがある。その際、被災地で学生が活動するにあたって必要となるコーディネーターは全て2009年度にA大学で更新講習を受講した教員が請け負ったとのことであり、更新講習をきっかけとして得られたA大学としての新たな活動の機会は少なくないとのことであった。

もう1点、更新講習を実施する中で見出された「意義」として α 教授が挙げたのは、それがA大学の教員にとっても自らの普段の授業を省みる機会になったという、大学教員の側にとっての「意識変革」をもたらしたといえる点である。この点について、 α 教授は次のように述べている。

「教員を養成している立場の大学教員にとっても、プラスの側面があったと思う。ふだん学校現場に行く機会のない人が現場の情報を聞いて、大学での授業内容を変える機会になっただろうなと思います。それは良循環だし、両方にメリットがあったかな、と。」

ともすれば「教える側」と「教わる側」とに截然と分かれてしまうことも考えられる更新講習であるが、これを「大学と学校現場とが触れ合う機会」と捉え、大学教員の側もまた自らの授業を省みる機会とすることで、お互いにとってプラスの効果が表れたと α 教授は考えている。大学と学校現場とが交流し、新たな縁を紡ぎながらお互いが自らを省みていく場としての更新講習。更新講習が大学にとっても、そして受講する教員にとってもプラスの意味を持った場となる可能性を、A大学の取り組みからは確かに見て取ることができたといえよう。

V まとめと課題

以上、養護・看護系A大学での更新講習を事例として取り上げて、そのカリキュラム上の特色から更新講習がもつ可能性や課題、大学にとっての更新講習の意義といった点をひと通り考察してきた。最後にここまでの考察から得られた知見と課題を簡単にまとめ、本稿の結びとすることにしたい。

1. 本稿の知見

得られた知見として、まず更新講習のカリキュラムや授業内容に関しては、とりわけ単科大学ではその専門領域を活かしたカリキュラム編成と受講者の主体的な参加の場を設けることが更新講習の意義を高めることに繋がるという点と、必修領域における科目編成からは、更新講習の実施者が教員全般に求める知識・技能の具体的な内容が読み取れるという点が確認されたといえる。

必修領域の科目編成については、文部科学省が内容や留意事項をかなり細かく設定しているため、「通り一遍の知識の提供にならざるを得ない仕組み」になっているという批判もある(入江2010:136頁)。しかし、

単科大学における教員免許更新講習の意義と課題

必修領域の科目編成においても決して実施機関側の裁量が認められていないわけではなく、そして必修領域における特徴的な科目設定こそが、実施機関が全ての教員に求めるものについての強いメッセージ性を帯びるということをA大学の事例からは確認することができたといえる。また受講者の主体的な参加の場の設定については、「近年の研究は、教師の力量を高めるためには事例研究の積み重ねが肝要であることを明らかにしてきた」とされ、「子どもや学級の事例に即して事例研究を行い、その議論の質を高めていくことこそが求められている」（佐久間 2009：28 頁）とされる中で、更新講習において教員の力量向上を促す舞台をどう設定するかということの1つのヒントを提供するものであるといえよう。

そして、更新講習それ自体の意義や課題については、それが大学と学校現場とが新たな関係を築く契機になる場であるとともに、大学側の教員にとっても自らが普段行っている授業を省みる機会になっていることが確認された。さらに、大学にとっては更新講習が自校の日常の教育活動を初等中等教育の現場で働く教員にPRする機会として活用し得るものであることもA大学の事例を通じて確認することができたといえる。

一方、更新講習に存する課題としては、特に修了認定を行うにあたって実施が求められている「試験」の存在が挙げられる。試験以外の時間で築き上げた大学と受講者との信頼関係を一気に崩す危険性を試験の存在が孕んでいるとともに、受講者のみならず大学側にとっても試験の実施が様々な面で負担となっていることが見て取れた。修了認定を行うにあたって実施機関に求められる「試験」の実施は、更新講習が制度上抱えている大きな問題であることが改めて確認されたといえる。

以上が、本稿の考察から明らかになった知見として挙げられるものである。

2. 今後の課題

本稿では、事例としてはあくまでA大学の更新講習1つを取り上げたにすぎない。本稿の考察から得られた知見の一般性を高めるためには、更なる事例の蓄積は当然に求められるところといえよう。

また、本稿では更新講習を実施した大学側のスタッフであるα教授に対してインタビュー調査を行ったの

みであり、そのインタビュー等を通じていくつか「受講者の声」を間接的に得ることはできたものの、受講者本人に対する詳細なインタビュー調査は特に実施できていない。本稿は大学として更新講習を実施する中で感じられた意義や課題に主に焦点を当てたものであるため、インタビューデータの量的な不足が生じているわけではないものの、分析の視角がやや一面的になっている可能性は否めないところである。受講者側の直接的な視点にも触れつつ多角的に分析を深めていくことも、今後に向けては課題となるところといえよう。

更新講習に対して今なお様々な批判が寄せられていることは事実であるといえる。しかしその反面、この制度が一朝一夕には変わりそうにない状況が作られつつあるのもまた事実であるといえよう。そして制度が継続される可能性が高まっている以上、それをただ非難するだけではなく、建設的な批判をし、制度の意義を高めていくための試みを積み重ねる必要性もまた高まっているといえよう。「免許更新制にどのようにかわり、自らの役割を自律的に確立していくかは、今後の教員養成大学のそれこそ“生き死に”にもかかわり、戦後の教員養成のあり方そのものの『変革』にもつながっている」という主張もある（長尾 2009:7-8 頁）。更新講習がそれを受講する教員にとっても、そして実施する大学にとってもより意義のあるものとなっていくための更なる方途を、上述した点にも鑑みつつ今後の課題として考えていくことにしたい。

註

- ① 改正教育職員免許法の第9条が、免許の有効期限や更新の手続きを定めた条文である。
- ② 一部、前年の2008年度より「先行実施」として更新講習を実施していたところもある。
- ③ 校長や副校長、教頭、主幹教諭や指導主事といった「教員を指導する立場にある者」、文部科学大臣や教育委員会から「優秀教員」として表彰を受けた者は、更新講習の受講が免除されることとなっている。講習免除者の詳細については文部科学省ホームページ内の下記箇所を参照（2012年8月2日最新アクセス）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/005.htm

- ④ 2009年度の受講者数は必修領域74名（うち養護教諭62名）、選択領域102名（うち養護教諭94名）であり、2010年度の受講者数は63名（うち養護教諭49名）、選択領域61名（うち養護教諭58名）であった。また兩年とも、必修領域のみ・選択領域のみを受講した教員もいる。
- ⑤ α教授へのインタビューは2012年6月20日に実施した。
- ⑥ なお、A大学は2011年度より設置主体の法人が変わり、今後はその新法人が有する他大学へと統合され2013年度にはA大学は閉校となることが予定されている。統合に伴いA大学は教員養成の課程認定が取り消されることとなり、2011年度以降、更新講習は新設置法人の傘下にある他の大学で実施されている。
- ⑦ 文部科学省ホームページ「免許状更新講習の概要」より（最新アクセス日：2012年8月2日）。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422/007.htm
- ⑧ この発言は筆者がA大学の更新講習を見学・観察した際に、受講している教員から直接伺ったものである。
- 佐藤修司「秋田大学における教員免許状更新講習の実施に関する一考察」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』第32号、2010年、61-72頁
- 佐藤学「教師に対する管理と統制 ―何をもたらしているか―」藤田英典編『誰のための「教育再生」か』岩波新書、2007年、65-84頁
- 関口昌秀「更新講習に対する市立大学の構え」『神奈川大学心理・教育研究論集』第30号、2011年、5-23頁
- 長尾彰夫「免許更新制からの教員養成大学再生の可能性」『教職研修』2009年5月号、7-9頁
- 藤井穂高「免許状更新講習の内容と受講上の留意点」『教職研修』2009年5月号、34-37頁
- 藤本敦夫「教師教育と大学の役割 ―大阪音楽大学の教員免許状更新講習（共通必修領域）の経験を総括して―」『大阪音楽大学研究紀要』第50号、2011年、137-154頁
- 三浦孝啓「教師としての自信と誇りを奪う更新制 ―フォーラム調査結果から―」喜多明人・三浦孝啓編『「免許更新制」では教師は育たない ―教師教育改革への提言―』岩波書店、2010年、21-36頁
- 向山洋一「免許更新制度始動 参加者は大不満 ―全国アンケート調査から考える―」『現代教育科学』2009年6月号、96-100頁
- 八尾坂修「教員免許更新講習のポジティブな波及力への期待」『教育と医学』第57巻第8号、2009年8月、2-3頁

参考文献

- 今津孝次郎『教員免許更新制を問う』岩波ブックレット No.753、2009年
- 入江直子「神奈川大学における教員免許更新講習の取り組み ―『教員が学び合うコミュニティ』の展望―」『神奈川大学心理・教育研究論集』第29号、2010年、131-161頁
- 入澤裕樹「体育系大学の教員免許更新講習への取り組みに関する調査報告」『仙台大学紀要』第42巻第2号、2011年、89-94頁
- 神谷かつ江「子どもの発達と発達上の課題 ―養護教諭を対象とした教員免許更新講習を通して―」『東海学院大学短期大学部紀要』第36号、2010年、5-14頁
- 荻谷剛彦『教育再生の迷走』筑摩書房、2008年
- 佐久間亜紀「教員免許更新制の意図せざる結果 ―『教職の専門職性』の低下―」『教育と医学』第57巻第8号、2009年8月、22-28頁